

島嶼国気候変動政策 情報収集・確認調査

最終報告書(簡易版)

平成 25 年 2 月
(2013 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

| |
|--------|
| 環境 |
| JR |
| 13-019 |

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1. 調査業務の背景・経緯..... | 1 |
| 2. 文献調査..... | 1 |
| 3. 政策対話..... | 2 |
| 3.1. 政策対話の主な議事..... | 2 |
| 3.2. 政策対話のフォローアップ..... | 4 |
| 4. 視察プログラム..... | 5 |
| 5. COP18 への参加..... | 6 |
| 5.1. COP18 における論点..... | 6 |
| 5.2. COP18 におけるサイドイベント及び関係機関との会合..... | 7 |
| 6. まとめ..... | 9 |
| 6.1. 島嶼国による低炭素開発戦略の策定と実施に向けて..... | 9 |
| 6.2. 次年度事業への提言..... | 10 |

1. 調査業務の背景・経緯

2010年12月にメキシコで開催された国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)第16回締約国会合(COP16)では「カンクン合意」が採択され、第17回締約国会合(COP17)では同合意実施のための一連の決定が行われた。

「カンクン合意」及びCOP17の決定においては、途上国に対し、開発戦略における緩和事業や適応事業の位置づけを明確に示した低炭素開発戦略(Low Emission Development Strategy: LEDS)、途上国における適切な緩和行動(NAMA)、及び国別適応計画(NAPs)の策定を奨励することが明記された。しかしながら、これらの文書の様式・内容に定まったものではなく、各国の裁量に委ねられているのが実情である。

途上国の中でも、比較的所得水準が高く規模の大きいアジア地域等においては、LEDS等の基礎となる国別報告書(National Communication Report: NCR)や国家気候変動計画/戦略の策定が定められているが、アフリカをはじめ、大洋州及びカリブ海地域においては、同報告書や同計画/戦略の策定に関する能力向上が課題となっている。かかる状況を踏まえ、本業務では島嶼国等を対象として、途上国の国家開発計画/戦略と統合的なLEDS、NAMA、NAPsの策定及び実施に向け、各国政府の気候変動政策担当者に必要な能力強化を目的とした基礎情報収集・確認調査を行った。

本調査においては、次の23カ国について文献調査を行い、最終的に16カ国(下線)の気候変動交渉官が来日し、政策対話に参加した。尚、サモア、ジャマイカ、パラオ、東ティモール、及びフィジーについては、在京大使館からの参加を得た。

ガイアナ、キリバス、クック諸島、グレナダ、サモア、ジャマイカ、セントルシア、ソロモン諸島、ツバル、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トンガ、ナウル、バヌアツ、パプア・ニューギニア、パラオ、バルバドス、東ティモール、フィジー、ベリーズ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、モルディブ

2. 文献調査

本調査の対象23カ国について、その地域区分から、アジア大洋州及びカリブ海地域の二つに分け、気候や土壌等の地理的条件を踏まえた適応・緩和策の特徴を洗い出し、英語で取りまとめた。

また、各国のLEDS、NAMA、NAPs策定及び実施に関する文献分析及び関連用語の整理を行い、各国におけるLEDS、NAMA、NAPsの計画および実施についての現状を英語で取りまとめた。地域別・国別の文献調査結果は、別途開催した「政策対話」の参考資料として、参加者に配布して活用した。

3. 政策対話

2012年7月10日から2日間、都内で「島嶼国向け気候変動政策対話」と題した国際会議を開催、アジア、大洋州、カリブ地域の21カ国の気候変動交渉官及び日本政府関係者が一堂に会し、気候変動対策について議論を交わす場を設けた。

本政策対話は、2011年末に南アフリカ・ダーバンで開催された「国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）」で日本政府が発表した「世界低炭素成長ビジョン」に基づき、気候変動と低炭素成長について幅広く意見を交換するために実施された。

日本政府は、6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された「リオ+20」で発表した「緑の未来」イニシアティブによる支援に加えて、さらなる支援を積極的に検討していることを示した。

3.1. 政策対話の主な議事

各セッションにおける主な発表内容を以下にまとめる。

➤ セッション1: 島サミットをはじめとする島嶼国向け支援 (外務省・JICA)

- 外務省南参事官より、開会に先立つ挨拶が行われた。
- JICA 不破部長より、スピーチ
- JICA 榎本室長より、島嶼国における気候変動に対応した開発に対する JICA の役割について発表
- JICA 榎本室長より、低炭素かつ気候変動に適応可能な開発に関する JICA の方針について発表

➤ 中野 讓 外務大臣政務官と島嶼国参加者の対話

中野政務官からの発言

- 本政策対話は、昨年 COP17 の際に日本政府が発表した「世界低炭素成長ビジョン」に基づき、気候変動及び低炭素成長に関して、COP18 に向けて幅広い意見交換を行うために実施するものである、これまで議論がされてきた事案を進展させる良い機会と考えている。
- 日本政府は気候変動の将来の枠組み構築に向けた国際的議論に積極的に貢献するとともに、島嶼国を含む気候変動における脆弱国への支援を実施している。

島嶼国参加者の発言

- 本政策対話への参加機会を用意した日本政府に謝意を示すとともに、これまで日本政府が SIDS に対して提供した支援に感謝する。
- COP17 では、緑の気候基金（GCF）や気候技術センター・ネットワーク（CTCN）の設立といった資金面での重要な進展があったが、これらに関してはさらなる検討が必要である。

- SIDS の相互関係において、日本の支援は重要な役割を果たしており、世界規模の金融危機の最中において、日本政府が実施してきた支援を評価する。
- 日本政府にただ要求してだけでなく、SIDS 諸国において良い統治(good governance)が可能であることを示していきたい。日本政府とは良好なパートナーでありたい。

中野政務官からの応答

- グリーン経済と気候変動対策について引き続き発言していきたい。
- SIDS 諸国の直面する環境リスクについて、日々の感情から共有を図る必要がある。
- 日本は①資金、②技術移転、③人材支援によって、パートナーシップを構築していきたい。

➤ セッション 2: APNが島嶼国の気候変動国際協力に果たす役割について、APANと太平洋地域の関わりについて

- 新田環境省地球環境局国際地球温暖化対策室長より、冒頭挨拶。
- APN 竹本事務局長より、島嶼国の気候変動対策に係る国際協力における APN の役割について発表
- IGES 岡安特任研究員より、アジア太平洋地域適応ネットワークの太平洋島嶼国への関わり合いについて発表

➤ セッション 3: マルチの枠組みを通じた島嶼国への気候変動対策支援(財務省)

- 今村財務省国際局開発企画官より、SIDS-DOCK プログラム、太平洋災害リスクマネジメントと資金活用 (Pacific Catastrophe Risk Assessment and Financing Initiative: PCRAFI)、緑の気候基金 (GCF) について発表

➤ セッション 4: 気候変動における日本の低炭素技術の役割(経済産業省)

- 信谷経済産業省地球環境対策室室長より、気候変動問題解決のための日本技術の可能性について発表
- 二国間オフセット・クレジット制度 (Bilateral Offset Credit Mechanism: BOCM) についての説明、プロジェクトの紹介
- 事例の紹介：モルディブの海洋深層水多段利用システムの実現可能性調査

➤ セッション 6: Open Discussion ～国際交渉における日・AOSIS協力の方向性について

SIDS 支援における官民の協同の可能性、また様々な国で多種多様な重要課題がある中で、気候変動の認知度をどのように高めていくかということを念頭に、以下のトピックを例示した上で活発で自由な意見交換が行われた。

- ◇ SIDS 支援において考慮すべき特定事項は何か？
- ◇ SIDS における技術開発・技術移転及びキャパシティ・ビルディングに対し、日本はどのように貢献できるか？
- ◇ SIDS 支援において官民の協力をどのように促進できるか？
- ◇ 南・南協力の期待される役割は何か？

- ◇ UNFCCC 下の気候変動交渉において、日本と SIDS はどのように協力できるか？
- ◇ 多国間開発銀行 (MDB)、NGO、シンクタンク、メディア等の様々なステークホルダーの期待される役割は何か？各ステークホルダー間の協力関係及びネットワークワーキングをそのように促進できるか？



参加者と対話する外務省中野政務官(右端)



政策対話の様子

3.2. 政策対話のフォローアップ

本調査の一環で参加した第 18 回気候変動枠組条約締約国会議において、島嶼国関係者と面談を行い、現状をフォローすると共に、各国における気候変動策や低炭素開発戦略の策定に向けた取り組みの進捗状況や新たなニーズについてヒアリングを試みた。

フォローアップにおいては、特に、都合により政策対話への出席が適わなかった国々を中心にメールでコンタクトをしたが、面談が実現したのはソロモン諸島一カ国のみであった。以下に、ソロモン諸島の代表者との面談の要旨を記す。

政策対話の開催について

- ソロモン諸島は、島嶼国政策対話（2012 年 7 月）において、Douglas 氏を派遣するはずだったが、業務上の都合により同氏が来日出来なくなり、参加を断念した。面談において、政策対話の概要を簡単に説明したところ、このような地域ごとの政策対話の機会を設けている先進国は他になく、非常に有意義な取り組みであるとのコメントがあった。

ソロモン諸島の状況について

- ソロモン諸島においてもっとも課題となっているのが汚水処理である。現在はほとんどの汚水が未処理のまま海に流されているとのこと。また、病院等からの汚水については一次処理が施される場合もあるが、処理レベルは限定的であるとのこと。JICA の支援を受け、汚水からのメタン回収、バイオガス利用等の CDM 化を期待しているとの話があったが、海に放流されていることにより、ベースライン排出量の同定が難しいと思われる点を説明した。いずれにせよ、汚水処理はソロモン諸島にとり喫緊の課題であることから、支援を受け何とか改善したいと要望があった。また、固形廃棄物に関しては、ADB が調査を行っており、複数地点に廃棄物処理場を建設し、メタンの放出回避プロジェクト

トを推進することを検討しているという。

- また、電力の受給について未だ十分でなく、地方都市の電化を推進するためにも発電容量の増大を図りたいとのこと。現在の系統電源はほぼ化石燃料ベースであるが、水力資源は多少なりともあるようで、1990年代に実施された JICA による水力発電事業のマスタープランを再考し、水力発電の開発に力を入れることも望んでいるという

COP18 への期待について

- Pre COP18 からすでに 2 週間が経過しているが、具体的な進展がみられる様子がないとのこと。また、NAPs の議論は多少進展しているように見えるが、今後一週間以内に COP18 に期待されている重要な決定事項があるとは思えないとのコメントがあった。

早期資金(Fast Start Finance)及び緑の気候基金 (GCF) について

- 早期資金においては、実際にソロモン諸島がどのような便益を受けたか、余り認識していない（早期資金以前の資金とはっきり色分けされていないから、わからない）。緑の気候基金においては、そのような問題がないと期待する。適応資金のフロー増大を期待する。

4. 視察プログラム

政策対話終了後、視察プログラムが組まれ、島嶼国からの参加者は、株式会社日立プラントテクノロジー松戸研究所（千葉県松戸市）と東京ミッドタウン（東京都港区）を訪問した。日立プラントテクノロジーでは、海洋深層水を空調用の冷熱源と海水淡水化のための原水の二段階で多目的に利用することで、大幅な省エネルギーを実現する「海洋深層水多段利用システム」などの説明を受けた。同システムは、消費エネルギーを従来に比べて 60 パーセント以上削減することができ、また、既にモルディブで事業化調査が進められている技術でもあり、参加者の高い関心を集めた。さらに、東京ミッドタウンでは、同施設のスマートシティ構想について説明を受けた。



日立プラントテクノロジーにて水浄化システムの説明を受ける参加者



参加者集合写真

5. COP18 への参加

5.1. COP18 における論点

国連気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18）及び京都議定書第 8 回締約国会議（COP/MOP8）が、2012 年 11 月 26 日～12 月 7 日まで、カタールのドーハで開催された。

COP18 においては、「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会（ADP）」、「京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会（AWG-KP）」、「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会（AWG-LCA）」及び「科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合（SBSTA）」と「実施に関する補助機関会合（SBI）」の二つの補助機関会合における事務レベルの交渉を経て、閣僚間での協議を重ねた結果、以下に示す一連の COP 及び CMP の決定が「ドーハ気候ゲートウェイ」として採択された。

1. ADP の作業計画を含む COP 決定

- 2013 年以降の作業計画及び議長アレンジメントが決定された。
- 2013 年は ADP を 2 回開催し、4 月と 9 月の追加会合の可能性を検討すること、2014 年及び 2015 年についても少なくとも 2 回の会合を開催することとし、具体的には前年中に決定すること、来年は 2 つのワークストリーム（「2020 年以降の将来枠組み」及び「2020 年までの緩和の野心向上」）において、各国から提出される意見を基にラウンドテーブルやワークショップを開催し、より焦点を絞った実質的な議論に移行すること等が決定された。
- 2015 年 5 月までに交渉テキストを準備することを目指して、2014 年末の COP20 に向けて交渉テキストの要素について検討を進めることが決定され、来年以降の交渉の段取りが明らかになった。

2. 京都議定書改正案の採択等に関する CMP 決定

- 第二約束期間中の各国の排出抑制及び削減に関する約束が記載された附属書 B を含む改正案が成果文書として採択された。第二約束期間の長さを 8 年とし、2014 年までに各国の約束の野心の引き上げに関する検討の機会を設けること等が決定された。
- AWG-KP はその作業を完了し、終了することとなった。
- クリーン開発メカニズム（CDM）について、第二約束期間に参加しない国も CDM プロジェクトに参加して 2013 年以降の CDM クレジット（CER）を原始取得（自国に転送）することが可能であることが確認された。ただし、第二約束期間における共同実施（同 6 条）や国際排出量取引（議定書 17 条）に参加してクレジットの国際的な獲得・移転を行うことは、第二約束期間に参加する国のみに認められることとなった（なお、第一約束期間の調整期間中（2013 年から 2015 年後半以降まで）の我が国の国際排出量取引への参加は引き続き可能）。
- 京都議定書における森林・農地等吸収源等（LULUCF）の取り扱いについて、第二約束期間に参加しない国も含め第二約束期間におけるルールにしたがって算定・報告を行うこととなった。

3. AWG-LCA に基づく合意された成果に関する COP 決定

- COP17 のダーバン決定で立ち上げられた新たな組織やプロセスを実施に移すための、バリ行動計画の全ての議題 に関する一連の決定が採択されたことにより、AWG-LCA が多くの成果を上げ「合意された成果」を得たことが確認され、同作業部会は作業を終了した。一部の議題については、今後補助機関等で技術的な検討・作業を継続することとなった。
- 日本が提案している二国間オフセット・クレジット制度 (JCM /BOCM) を含む様々なアプローチについては、実施のための「枠組み」について作業計画を実行していくことが決定され、「枠組み」の機能や役割、国際的なクレジットの移動に関してダブルカウントを防止する方法等を検討していくこととなった。
- カンクン合意に基づき先進国が今後 2 年おきに提出する隔年 報告書に関して、JCM/BOCM など市場メカニズムの活用に関する報告事項を含む共通報告様式について合意された。
- 気候資金に関する一連の COP 決定
- 先進国全体としての短期資金コミットメント達成の認知、長期資金に関する作業計画の 2013 年までの延長、COP19 の際の 長期資金に関するハイレベル閣僚級対話の開催、フォーラムの編成を含む常設委員会の 2013～2015 年の作業計画の承認、緑の気候基金 (GCF) のホスト国承認 (韓国) 等の決定が採択された。
- 先進国全体に対し、少なくとも短期資金の年平均の資金を 2013 年から 2015 年まで達成するために一層努力することを奨励することとなった。
- 先進国全てに対し、2020 年までに年間 1000 億ドルの気候資金を動員するとの共通の目標に向けて、多様な資金源からの資金 (動員) の拡大を求めるとともに、これに関する戦略がアプローチについての情報を先進国が COP19 までに提出することを招請し、長期資金に関する検討作業を 1 年間延長することとなった。

4. 気候変動による損失と被害 (ロス&ダメージ) に関する COP 決定

- COP19 において、気候変動の影響に脆弱な国における被害を軽減に取り組むための世界的なメカニズムなどの制度を設立することとなった。

AWG-KP 及び AWG-LCA は、COP18 をもって作業を完了し、終了し、2013 年以降の「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会 (ADP)」における交渉の段取りについて合意され、「2020 年以降の新しい法的枠組みに関する 2015 年までの合意に向け交渉の基礎的アレンジメントを整えた」とのメッセージを示すという日本政府の目標が達成された。

5.2. COP18 におけるサイドイベント及び関係機関との会合

JICA は、COP18 におけるサイドイベント等や関係機関との会合への参加を通じて、気候変動分野の途上国支援の取り組みを紹介し、各国の関係者と意見交換を行った。以下に、JICA が共催した主なイベントの一覧を示す。

- ① 途上国における適切な緩和行動 (NAMA) に関する国際パートナーシップ

(Joining efforts to support the preparation and implementation of NAMA: an international partnership)

共催機関：国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局ほか

概要：途上国における低炭素成長を推進するため、JICA や世銀などの国際開発機関が UNFCCC 事務局と協力してパートナーシップを立ち上げ、これまでの NAMA 支援事例を共有し、今後の活動の方向性について議論する。

② 途上国における温室効果ガス排出削減の可能性と日本の協力
(Mid-term Emission Reduction Potential in Developing Country and Japanese Cooperation)

共催機関：日本エネルギー経済研究所ほか

概要：我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国における低炭素成長を実現するため、途上国における温室効果ガス排出削減の可能性を議論し、国際協力のあり方について意見交換を行う。

③ 途上国開発と気候変動適応（Development and Adaptation Days）

共催機関：国際赤十字気候センター、地球環境ファシリティ（GEF）

概要：気候変動の影響や自然災害に対して脆弱な途上国において、国やコミュニティなどの様々なレベルで適切な適応策が講じられるよう、世界各国の研究機関、実務機関が一堂に会して意見交換を行う。

④ ベトナム（Viet Nam: Policy development, financial mechanism, technology transfer to respond to climate change）

共催機関：ベトナム天然資源環境省、環境省（日本）ほか

概要：ベトナム政府は 2008 年に「気候変動対策にかかる国家目標プログラム」を策定、JICA などとの政策対話、政策・制度づくり、技術・資金協力を活用し包括的な取り組みを行っており、こうしたベトナムにおける取り組みを国際社会と共有する。

⑤ インドネシア（Indonesia Climate Change Day）

共催機関：インドネシア国家気候変動評議会（DNPI）

概要：市場メカニズムや持続可能なエネルギー政策・グリーン成長や投資・地域活動・若者による活動などをテーマとしたセッションや展示の発表。JICA が実施中の「気候変動対策能力強化プロジェクト」の活動を紹介する。

⑥ 国家モニタリングシステムの役割（What Can National Forest Monitoring Systems do? - Development of NFMS and MRV system for REDD+）

共催機関：独立行政法人 森林総合研究所（FFPRI）

概要：森林炭素蓄積インベントリのための国家森林モニタリングシステム開発の可能性と課題を、途上国における実績と経験に基づき議論する。JICA による技術面での取り組みを紹介するほか、FFPRI の REDD+ 技術解説書を公開する。

⑦ 熱帯雨林におけるコミュニティ参加型森林管理の取り組み (REDD+ MRV: Capturing benefits from community forest management in the tropics)

共催機関：国際熱帯木材機構 (ITTO) ほか

概要：熱帯地域の持続可能な森林管理の枠組みにおいて、一貫性と透明性のある REDD+ 活動の測定・報告・検証 (MRV) システム構築に向けた長期的な支援の必要性を紹介。JICA の指針と活動内容を発表する。

⑧ Doha Climate Finance Series

共催機関：世界資源研究所 (World Resource Institute)

概要：気候変動に関わる様々なファイナンス手法について、10回のセッションを通じ、国際開発金融機関、二国間援助機関、民間金融機関、研究機関等の有識者間で広く意見交換を行う。



エネルギー研究所サイドイベントにおけるパネルディスカッション



NAMA への取り組みについて講演する Ha ベトナム環境省国際協力局長

6. まとめ

6.1. 島嶼国による低炭素開発戦略の策定と実施に向けて

低炭素開発戦略 (Low Emission Development Strategy; LEDES)、途上国における適切な緩和行動(NAMA)や国別適応計画(NAPs) の成功の鍵は、策定された戦略がいかに効果的に遂行されるかにかかっている。このため、低炭素開発戦略は、国家の開発計画等に組み込まれたものであり、途上国がオーナーシップを持って推進されることが重要である。

島嶼国においては、すでに国家気候変動政策や国別適応計画(NAPs) 等の策定を進めている国が多数あり、クック諸島は、島嶼国で初めて、2013年1月17日に再生可能エネルギーに関する NAMA を国連に提出した。これは、2020年までに100%の電力を再生可能エネルギーで創出しようとするものである。

このように、島嶼国独自の取り組みが進められてはいるが、策定された政策の推進に必要な資金や、実施能力が十分に備わっていないのが現状である。

政策対話のフォローアップとして COP18 において面談したソロモン諸島の担当者からは、2012 年 6 月に同国が初めて策定した国家気候変動政策について、同文書で取りまとめられた気候変動の課題を具体的な対策やプロジェクトとして実施していくための道のりは長く、現状では、資金もキャパシティも不足していることを示唆する声が聞かれた。

こうした状況の中、JICA には、国ごとの政策対話の実施を通じ、気候変動対策の具体的な政策アクションの設定、アクションの実施、実施状況のモニタリングまでの包括的な支援の供与を通じ、島嶼国の気候変動対策の実現に寄与することが望まれる。

政策対話の議論においては、島嶼国全体が直面している最も重要な課題として、近年見られる異常気象の頻発や海面上昇などの気候変動の影響や、それに伴う自然災害へのリスク管理と対応能力の強化が挙げられている。

特に、JICA は、防災・災害対策の分野では、世界各地での支援実績を多数有し、気候変動の包括的な支援においても、ベトナムやインドネシア政府への支援経験があることから、これらの知見が島嶼国の適応策にも生かされることが期待される。

また、緩和策では、国連でも課題とされているが、島嶼国においては、後発途上国(LDC)と共に、クリーン開発メカニズム(CDM)の便益が殆どもたらされていない状況がある。2012 年春に、CDM 登録件数が 10 件以下の国を対象とした国連の融資制度が立ち上げられたが、現在までにこの適用を受けた島嶼国はベリーズ 1 カ国のみである。

今般の COP18 において第二約束期間が設定されたことは大きく評価される点であるが、日本をはじめとする第一約束期間の主要プレーヤーが不参加を表明した第二約束期間において、島嶼国自身が CDM プロジェクトを推進していくことは、これまで以上に困難になると考えられる。

日本政府が参加しない第二約束期間において、JICA による CDM の支援が可能かは明確ではないが、CDM の実施体制整備や CDM 化のキャパシティ・ビルディング、炭素クレジット(CER)の購入等、可能なスキームでの島嶼国への支援供与が期待される。

6.2. 次年度事業への提言

低炭素開発戦略に関する調査は、平成 23 年度実施の「アフリカ地域低炭素開発戦略情報収集・確認調査」に次いで二回目となる。

政策対話の実施に関しては、気候変動に関わる日本の関係省庁と、途上国の気候変動政策担当が一同に介する、またとない貴重な機会であることを評価する声が、多くの参加者から聞かれた。また、このような機会を定期的実施することを望む声も聞かれた。

また、政策対話を通じ、日本政府の気候変動に対する姿勢を理解し、率直な意見交換を行う場が持たれたことや、日本国内の民間企業や有識者、国際機関の参加を得て、日本の気候変動問題に対する取り組みや支援について学ぶことが出来たことも評価された。

さらに、政策対話終了後に実施した視察プログラムについても、将来的に、自国への適用可能性が高い日本の先進的な環境技術を間近で見ることが出来き、非常に有益であったとの声が聞かれた。

参加者からの評価はもとより、このような政策対話の実施は、日本政府にとっても、COP等の気候変動交渉の主な論点や目指すべき成果及び協力関係について、参加各国と個別に議論を交わす重要な機会である。このことから、次年度以降においても、類似の活動が継続され、世界全体の気候変動への取り組みの一助となることが期待される。